

一般社団法人新情報センター定款

(平成25年4月1日施行)

(平成29年5月28日改定)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人新情報センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区におく。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、内外の政治・行政・経済・文化活動について、各種情報を収集し、調査、分析して、国民の意識を立体的に捉えるとともに、調査方法・調査結果の検証を行ない、出版・講演会等を通じて調査の普及に努めることによって、情報社会の質的な向上発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 調査の普及、専門技術者養成のための研修会・講演会・懇談会・研究会などの開催
- (2) 資料・機関紙等印刷物の出版
- (3) 国内及び海外における世論調査・意識調査・実態調査等各種調査の実施
- (4) 調査を基礎にした内外の情報の収集・分析
- (5) 調査手法・分析手法等の研究、開発
- (6) 調査員の意識分析による調査結果への影響の研究、調査結果の検証、国民意識の形成と変化の研究、調査結果の第2次分析
- (7) 調査員の育成及び調査活動の支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国内及び海外において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び個人
- (2) 特別会員 この法人に功労があったものまたは学識経験者で会員総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 この法人の正会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、特別会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、特別会員は会費を納めることを要しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 成年被後見人になったとき
- (4) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第 10 条 前2条の他、会員は、次の場合にその資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 解散したとき
- (4) 総正会員が同意したとき
- (5) 除名されたとき

(既納会費の不返還)

第 11 条 既納の会費は、如何なる理由があっても返還しない。

(会員名簿の作成)

第 12 条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 会員総会

(構 成)

第 13 条 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会とし、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、一般法人法における社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 会員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 通常会員総会は、毎年1回、事業年度終了後2箇月以内に、臨時会員総会は、必要があるときに開催する。

(招 集)

第 16 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 この法人は、総正会員の議決権の5分1以上の議決権を有する正会員から、理事に対し、会員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、臨時会員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時会員総会を開催しなければならない。
- 3 会員総会を招集するには、会長は会員総会を構成する会員に対し、会員総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所その他法令で定める事項を示して、少なくとも2週間前までに、文書又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 17 条 通常会員総会の議長は、会長とし、臨時会員総会の議長は会議のつど、正会員の互選で定める。

(議 決 権)

第 18 条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開 会 及 び 議 決 の 定 足 数)

第 19 条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第 20 条 会員総会の議決は、この定款の定めのある場合を除くほか、出席正会員の議決権の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

(議決権の行使)

- 第 21 条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または電磁的記録により議決権を行使し、または代理人をして、議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前3条の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 3 理事または正会員が会員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

- 第 22 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を法令の定めるところにより作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備えおく。
- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数および議決権の総数
 - (3) 出席正会員の数及び出席正会員の持つ議決権の数並びに委任状によって代理された議決権の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過・要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 会員総会に出席した理事、監事、議長及び議事録作成者の氏名
 - (7) その他法令で定める事項
- 2 議長及び出席した正会員のうちから、会員総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 会員総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、正会員のなかから会員総会の議決によって選任する。
- 2 会長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成して、法令及び本定款で定めるもののほか、この法人の会員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、会員総会の議決した事項を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び資産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補充により選任された理事及び監事の任期または、増員によって選任された理事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 23条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 理事及び監事は、会員総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 30 条 この法人に、名誉会長（1名）及び若干名の顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

3 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は次の事項について議決する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び常務理事の選定及び解任

(4) この法人に係る規則の制定及び変更

(開 催)

第 33 条 理事会は、毎年2回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合または各理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、臨時理事会を開催しなければならない。

(招集及び議長)

第 34 条 理事会は会長が召集し、議長を務める。

2 会長に支障があるときは、各理事が理事会を招集する。議長は各理事の互選で定める。

3 理事会を招集するには、理事会を構成する理事及び監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、少なくとも5日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(議 決)

第 35 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該事案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を法令で定めるところにより作成する。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過・要領及び発言者の発言要旨

(6) その他法令で定める事項

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は理事会の日から10年間主たる事務所に備えおく。

第 7 章 事務局及び職員

(設置及び任命)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び所要の職員をおく。

2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

3 事務局長は会長及び常務理事ならびに理事を補佐してこの法人の事務を処理し、職員を指揮して事業を推進する。

4 理事会の議決により、常務理事は事務局長を兼務することができる。

5 職員は、会長が任命し有給とする。

(組織及び運営)

第 38 条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産及び管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

- 2 この法人の資産の運用は、不動産、営利企業の株式、社債、又は外国の国債等をもっておこなってはならない。
- 3 この法人の経費は、次項に定める場合を除き、資産で支弁する。
- 4 この法人は、事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において議決された額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の借り入れをすることができる。また、資産の額を限度として収支予算書に明記した場合は、理事会及び総会の承認議決を経て、長期借入金の借り入れを行うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、事業計画書及び収支予算書を変更した場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備えおく。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書及び決算書については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時会員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については通常会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号については承認をうけなければならない。
 - 3 第1項の各書類のほか、監査報告書、定款、会員名簿を主たる事務所に5年間備えおく。

(剰余金の分配)

第 44 条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更するときは、会員総会の議決によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、会員総会の議決、その他法令で定める事由によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 50 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の関連法令に従うものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第121条第 I 項において読み替えて準用する同法第106条第 I 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事(会長)は安藤昌弘、業務執行理事(常務理事)は平谷伸次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律第121条第 I 項において読み替えて準用する同法第106条第 I 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。